

湯前町情報発信強化事業業務委託に係る質問及び回答

令和6年6月26日時点

番号	質問	回答
1	仕様書 5. 業務内容(1) SNS 運用業務について、Facebook、Instagram 等を活用するとあるが、これら SNS は本業務用に新しくアカウントを開設することを想定しているか。	アカウントについては、既存のオフィシャルアカウントを使用することを基本とします。
2	仕様書 5. 業務内容(1) SNS 運用業務について、毎月 5 本以上の写真または投稿とあるが、具体的な投稿期間は何か月間(何月から何月まで)を想定しているか。投稿の合計本数の下限に決まりはあるか。	投稿期間については、契約月～令和8年2月までを想定しています。 合計本数の下限は想定の月数×5 本となります。
3	仕様書 5. 業務内容(2) 観光 PR 用動画の作成について、撮影ができない季節(春～初夏)の動画または静止画素材は町から提供いただけるか。	必要に応じ町で所持している素材は提供することは可能です。
4	仕様書 6. 成果物の中に、本業務のために撮影した写真、動画とあるが、これは SNS や観光 PR 動画制作のために撮影するすべての素材を意味しているか。 (編集で使わなかったすべての写真、動画の提供の必要があるか)	すべての素材の提供を基本としますが、投稿に使用できなかった素材やプライバシー保護の観点などから使用できない素材に関しては、本町と協議の上決定するものとします。